

【資料紹介】

西南学院大学博物館所蔵 「リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書」2

下園 知弥

解題 「リラのニコラウスとスコラ学」

本資料は、中世後期の聖書釈義家リラのニコラウス(Nicholas of Lyra, c. 1270-1349)による「聖句註解」(Postilla)が併記されたラテン語聖書の断片である。資料の中央部に記された二段コラムが聖句(聖書の言葉)であり、それを取り囲むように記されている二段コラムがニコラウスによる聖句註解である。資料は二つ折り版の一葉——すなわちバイフォリウム——であり、今回紹介するのは、その裏面の右頁に記されている『マタイによる福音書』第19-32節の箇所である。リラのニコラウスおよび彼の聖句註解については、前号の同資料紹介¹で既に概説しているが、本資料を理解するための基本的な情報であるため、改めてその概略を振り返っておきたい。

リラのニコラウスは、フランシスコ会に属するキリスト教徒の聖書学者であり、ヘブライ語の知識とユダヤ教のラビによる聖書釈義に精通していたことで知られている。14世紀前半にパリ大学で神学教授を務めており、当時の大学学問であるところのスコラ学にも精通していたと考えられる。実際、ニコラウスは当時の大学において神学の教科書として扱われていたペトルス・ロンバルドゥス(Peter Lombard, c. 1100-1160)の『命題集』(*Sententiae*)の研究も行っている²。この事実は、ニコラウスがスコラ学の中で自らの神学を築いた人物であることを意味している。ニコラウスの主著は『聖書についての字義的註解』(*Postilla Litteralis super Bibliam*)——端的に『聖句註解』(*Postilla*)とも呼ばれる——であり、現代でこそあまり知られていないが、近代初頭までは非常に大きな影響力を有していた。そのことは、

近代初頭の印刷本ラテン語聖書の中に、『標準註解』(*Glossa Ordinaria*)とリラのニコラウスによる『聖句註解』を併記しているタイプの聖書が存在していたことからして明らかである³。

ニコラウスの聖書釈義の最大の特徴は、ヘブライ語の知識とラビの聖書釈義からの影響である。しかしながら、先に述べたように、ニコラウスはスコラ学の伝統にも属している。本資料紹介で校訂・翻訳している箇所限定しても、ニコラウスの聖書釈義は、スコラ学の諸議論を前提としており、さまざまな神学的概念に言及している。つまり、ニコラウスによる『聖句註解』は、万人に対する平易な聖書解説書ではなく、大学である程度素養を積んだ知的エリートを読者として想定している聖書解説書なのである。したがって、スコラ学の伝統をほとんど忘却してしまっている現代の我々にとっても、ニコラウスの聖句註解は、自国語に翻訳したからといって容易に理解できるものではないと言えるだろう。

本解題では、ニコラウスが註解の前提としていたスコラ学の諸議論・諸概念について、今回の資料紹介で扱っている箇所より三つの事例を取りあげる。それによって、ニコラウスの神学、ひいては中世における聖書釈義の伝統を理解する一助としたい。

【1. 道具論】

新約聖書には、イエスが病の人に触れる(触れられる)ことによって病が治癒したり、死者が蘇ったりするという奇跡物語が数多く記されている。『マタイによる福音書』第9章第23-26節は、イエスが死んだ少女の手を取ると彼女が復活するという奇跡物語の箇所であり、ニコラウスはこの箇所の聖句註解⁴

において、キリストとの身体的な接触によって奇跡が発現する理由について言及している。それはすなわち、「キリストの人性は奇跡を行う神性の道具である」という理由である。つまり、「真の神にして真の人」⁵であるイエス・キリストには「神性」(divinitas)と「人性」(humanitas)の二特性が備わっており、神としての特性——奇跡を行う力・権能もここに含まれる——は人としての特性——身体もここに含まれる——を媒体として発現する、とニコラウスは理解しているのである。この非常に独特なキリスト的道具論は、しかしながらニコラウスによる独創ではなく、中世の神学においては一般に知られていた伝統的なキリスト論であった。

キリスト的道具論を広く知らしめたのは、8世紀に活躍したギリシア教父ヨハネス・ダマスケヌス(John of Damascenus, c. 675-749)の名著『正統信仰論』(*De fide orthodoxa*)であると考えられる。その著作においてダマスケヌスは、「キリストの肉は神性の道具として存在していた」(ὄργανον γὰρ ἡ σὰρξ τῆς θεοτήτος ἐχρημάτισεν)⁶と語っている。この著作は、ギリシア語に長けた12世紀の翻訳者ピサのブルグンディオ(Burgundio of Pisa, c. 1110-1193)によるラテン語訳によって西欧世界でも広く知れ渡り、トマス・アクィナス(Thomas Aquinas, c. 1225-1274)含む13世紀のパリ大学神学教授たちに大きな影響を与えていた⁷。ともすれば、14世紀前半にパリ大学神学教授を務めていたニコラウスもまた、そのテキストを直接ないし間接的に知っていたと考えるべきであろう。

ところで、パリ大学においてはニコラウスの先達にあたるトマス・アクィナスは、このキリスト的道具論について、『神学大全』(*Summa Theologiae*)第3部(キリスト論)のさまざまな箇所に取り上げている⁸。たとえば、第3部第2問題第6項では、ダマスケヌスの説自体は正統なものとしつつ、キリスト的道具論が孕んでいる異端の危険性を鋭く指摘している。ここで言われている異端とは、キリストの人性を否定し神性のみを認めたネストリウス派の異端のことである。トマスによる当該の議論について、

要点のみ参照してみたい⁹。

〔第四異論〕

さらに、道具は付帯的な仕方与えられるものである。ところで、キリストにおける人間本性は、神性の道具であった。実際、ダマスケヌスは、かの書〔『正統信仰論』〕の第三巻において、「キリストの肉は神性の道具として存在していた」と言っている。ゆえに、人間本性は、神の子に付帯的な仕方と合一したと考えられる¹⁰。

〔第四異論回答〕

第四異論については次のように言わなければならない。道具として受容されるものすべてが受容者の位格(ヒュポスタシス)¹¹に属するとは限らない。そのことは、斧や刀の例からも明らかである。それでもやはり、位格に受容され、それと一つになっているものが、道具として存在しているとしても、何ら差し支えはない。それはちょうど、人間の身体や四肢がそのように存在しているのと同様である。したがって、ネストリウスは、人間本性が言葉(ヴェルブム)¹²によって受容されたのは、ただ道具としてであって、一なる位格になったのではないと主張した。そのため彼は、その人間が真に神の子であることを認めず、ただその道具であると言ったのである。〔……〕他方、ダマスケヌスは、キリストにおける人間本性は、言わば一なる位格に属している道具のようなものである、と主張したのであった¹³。

上記のトマスの議論には、キリスト的道具論の持つ二つの解釈可能性が示されている。一つは、キリストのペルソナとしては神性のみが存していたとする解釈である。いま一つは、キリストのペルソナには神性と人性の両特性が含まれていたとする解釈である。このような二つの解釈可能性を提示した上で、トマスは後者を正統な解釈と見做し、ダマスケヌスの主張も後者に属するものと位置付けているのである。

ニコラウスによる聖句註解は、あくまでも聖句についての簡潔な註解であるゆえに、上述のような解釈可能性の考察にまでは踏み込んでいない。とはいえ、ニコラウスがパリ大学の神学教授であった背景を鑑みれば、ニコラウスの簡潔な聖句註解の背後にも、トマスと同様の洞察ないしネストリウスの異端への反駁の意図が込められていたと見るべきであろう。

【2. 意志論】

『マタイによる福音書』第9章第27-31節の聖句註解において、ニコラウスは或る難問の解決を試みている。その難問とは、盲人たちの信仰をキリストが是としたにもかかわらず、彼らがキリストの命令に背いてしまったという事実をめぐって、キリストの命令の意図と盲人たちの罪の有無を明らかにすることである¹⁴。

義しい信仰を持っていると認められた者たちが、何故キリストの命令に背いてしまったのか。義しい信仰を持っている者たちがキリストの命令に背いたということは、彼らが命令に背くことを意図しつつキリストは命令していたということなのか。この難問を解決するためにニコラウスが用いたのが「しるしの意志」(voluntas signi)と「適意の意志」(voluntas beneplaciti)の区別である。

「しるしの意志」とは、キリストにおける人間的な意志のことであり、多義的な性質を有している。これに対して「適意の意志」は、キリストにおける神的な意志のことであり、たった一つの絶対的な意味しか有していない。このような理解のもと、ニコラウスはキリストの命令に込められた二つの意志の内実を解釈し、整合的な説明を提示している。すなわち、「しるしの意志」に即しては、キリストは盲人たちが命令に背くことを半ば望みつつ半ば望んでおらず、「適意の意志」に即しては、キリストは盲人たちが命令に背くことを望んでいた。したがって、義しい信仰を持っている者たちがキリストの命令に背くことは、命令とそこに込められた意志の如何によっては有り得る——ゆえに彼らに罪は無い——、とニコラウスは説明しているのである。

ところで、この二つの意志の区別についても、道具論と同じく、ニコラウスの独創ではない。12世紀の修道院神学・スコラ学において既に論じられていた有名な意志論であり、サン・ヴィクトールのフーゴの『秘跡論』(De Sacramentis Christianae fidei)やロンバルドゥスの『命題集』といった著作にもその区別についての議論が認められる¹⁵。また、トマス・アクィナスをはじめとする13世紀のスコラ学者にも、この二つの意志の区別は継承されている¹⁶。

したがって、神学部の教授を務めており、『命題集』の註解を行っていたニコラウスもまた、この種の意志論には精通しており、聖句註解においてはその要点のみを紹介していたのだと考えられる。

【3. 天使論・悪霊論】

『マタイによる福音書』第9章第32節には、「悪霊に取りつかれて口が利けなくなった男」が登場する。この箇所について、ニコラウスは、「悪霊に取りつかれて口が利けなくなる」という現象に着目し、詳細な註解を行っている¹⁷。すなわち、ニコラウスは、物体(身体)と霊の関係から考察を始め、霊的な存在者である天使と悪霊が或る意味で物体に干渉できることを論じ、悪霊が人間の舌を妨害することが可能であったことを証明している。

このような霊的実体論(天使論・悪魔論)に対するニコラウスの傾注は、現代の神学者には異様なものに映るかもしれないが、中世においては決して珍しいものではなかった。たとえば、大学における神学の教科書という地位を得ていたロンバルドゥスの『命題集』には、天使や悪魔に関する議論も数多く記されており、当時の大学神学部の教授のほとんどは、その著作を研究し、註解を行っていた。つまり、大学神学部の教授・学生であれば、当然の教養として、天使や悪魔についての詳細な知識を有していたのである。スコラ学者の代表格であるトマス・アクィナスは、このような知的風土の中でもとりわけ天使論・悪魔論について詳述した神学者であり、『神学大全』には天使論・悪魔論に焦点を当てた議論だけでも24もの問題が存在する¹⁸。そしてこれらの議論

の中には、ニコラウスの議論と直接関連するものも含まれている。

このようなわけで、質料の形相づけはすべて、神によって直接的に行われるか、あるいは何らかの物体的能動者によって行われるのであって、天使によって直接的に行われるのではない¹⁹。

上記のトマスの言葉において注目すべきは、「形相づけ」(informatio)は天使によって直接的に行われるのではない、という箇所である。ニコラウスは聖句註解において「[悪霊に取りつかれて口の利けない人]とされているのは、形相的にではなく、行為の実現に限ってのことである」と述べているが、ここでわざわざ「形相的にではなく」(non formaliter)と付言しているのは、上記のような議論を前提にしているからだと考えられる。つまり、天使や悪魔のような霊的存在者は、或る意味で物体に干渉することができるが、物体の形相——或るものをそのものたらしめている要素。たとえば、人間においては、「言葉を話すための器官を備えている」という特性が形相の一つとして考えられる——にまでは干渉できない、という神学的な解釈をニコラウスは正統なものとして見做し、先の聖句註解で紹介しているのである。その源泉がトマスであったか否かは定かではないが、用語の特殊性から考えても、職業的な背景から考えても、ニコラウスが上記のような議論を念頭に註解していたのは確かであろう。

以上のように、ニコラウスによる聖句註解は、彼自身が属していたスコラ学の伝統的解釈を継承している。むしろ、本解題では扱わなかった別の側面、すなわち、ラビの解釈からの影響や、真にニコラウスの独創とすべき解釈についても、『聖句註解』の膨大なテキストの中には数多く認められるであろう。しかし本解題で強調したかったのは、ヘブライ語やラビの聖書解釈に精通していたゆえに、当時の西欧世界からはどこか孤立した印象のあるニコラウスもまた、西欧中世の学問的伝統を継承していたという

点である。この点をふまえずして彼の聖句註解を読んだところで、彼の真に独創的な解釈を発見することは不可能である。言い換えれば、聖書釈義の歴史において、リラのニコラウスが真に貢献した部分を見出すことはできないのである。

リラのニコラウスとスコラ学の関係は、リラのニコラウスという聖書釈義家を歴史的に正しく位置付けるために不可欠な視点である。あるいは、その正しい位置付けによって、より正確な聖書史を構築するために不可欠な視点である。それゆえ、今後のさらなる研究が望まれる。

註

- 1 拙稿「西南学院大学博物館所蔵『リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書』、『西南学院大学博物館研究紀要』第6号所収、西南学院大学博物館、83-103頁。
- 2 Deena Copeland Klepper, *The Insight of Unbelievers: Nicholas of Lyra and Christian Reading of Jewish Text in the Later Middle Ages*, Philadelphia, University of Pennsylvania Press, 2007, p. 31.
- 3 『標準註解』とリラのニコラウスによる『聖句註解』を併記したラテン語聖書の一例として、ヴェネツィアで17世紀初頭に出版された『ヴェネツィア版標準註解付き聖書』(*Bibliorum sacrorum cum glossa ordinaria*)などが挙げられる。なお、本資料の校訂では、この『ヴェネツィア版標準註解付き聖書』の第5巻を参照している。
- 4 本資料g節を参照。
- 5 イエス・キリストが「真の神にして真の人」(Deum verum et hominem verum)であるという教義は、451年のカルケドン公会議で定められた「カルケドン信条」に基づくキリスト論である。この教義は、正教会やカトリック教会によって正統教義と見做されている。
- 6 *De fide orthodoxa*, c. 3, 15. 当該箇所のギリシア語テキストは次の文献を参照した。トマス・アクィナス『神学大全』山田晶訳、創文社、1997年、135頁、註8。
- 7 稲垣良典『トマス・アクィナスの神学』創元社、2013年、170頁。
- 8 *Summa Theologiae*, III, q. 2, a. 6, arg. 4; q. 7, a. 1, ad 3.
- 9 本解題におけるトマス・アクィナス『神学大全』のラテン語テキストはMarietti版を参照した。なお、日本語訳は創文社版を参照したが、一部私訳に変えている箇所もある。
- 10 *Summa Theologiae*, III, q. 2, a. 6, arg. 4: Praeterea, instrumentum accidentaliter advenit. Sed natura humana in Christo fuit divinitatis instrumentum: dicit enim Damascenus, in III libro, quod caro Christi instrumentum divinitatis existit. Ergo videtur quod humana natura fuerit Filio Dei unita accidentaliter.
- 11 ヒュポスタシス(ὑπόστασις)はラテン語でpersona(ベルソナ)と訳される術語である。つまり、ここで論じられているのはキリストのベルソナについてであり、その焦点は、キリストのベルソナにおける神性と人性の関係性である。
- 12 ここで言われている「言葉」とは、いわゆるロゴス・キリストのことである(『ヨハネによる福音書』第1章を参照。)
- 13 *Summa Theologiae*, III, q. 2, a. 6, ad. 4: Ad quantum dicendum quod non omne quod assumitur ut instrumentum, pertinet ad hypostasim assumptis, sicut patet de securi et gladio nihil tamen

prohibet illud quod assumitur ad unitatem hypostasis, se habere ut instrumentum, sicut corpus hominis vel membra eius. Nestorius igitur posuit quod natura humana est assumpta a Verbo solum per modum instrumenti, non autem ad unitatem hypostasis. Et ideo non concedebat quod homo ille vere esset Filius Dei, sed instrumentum eius. [...] Damascenus autem posuit naturam humanam in Christo esse sicut instrumentum ad unitatem hypostasis pertinens.

- 14 本資料m節を参照。
- 15 Hugo of St. Victor, *De Sacramentis christianae fidei*, I, p. 4; Peter Lombard, *Sententiae*, I, dist. 45.
- 16 *Super Sententiarum.*, lib. 1, d. 45, q. 1, pr.; *Summa Theologiae*, I, q. 19, a. 11, cor., etc.
- 17 本資料p[2]節を参照。
- 18 *Summa Theologiae*, I, q. 50–64, q. 106–114.
- 19 *Summa Theologiae*, I, q. 110, a. 2, cor.: Sic igitur omnis informatio materiae vel est a Deo immediate, vel ab aliquo agente corporali; non autem immediate ab angelo.

下園 知弥(しもどの ともや) 西南学院大学博物館学芸員

【資料データ】

リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書

Latin Bible with Postil of Nicholas of Lyra.

ヴェネツィア(イタリア)／1481年／紙、活版、手彩色

縦31.0×横21.0cm

【凡例】

1. 本資料紹介は、解題・校訂テキスト・翻訳・註の四つによって構成されている。
2. 校訂テキストは、略字を完全な単語で表記しているほかは、原則として資料の表記をそのまま用いている。ただし、以下の4点は例外とした。
 - (1) 原文のローマ数字は、校訂テキストではアラビア数字で表記している。
 - (2) 原文に明らかな誤りがある場合には、修正した単語を表記した上で、原文の表記を註に記している。
 - (3) 原文ではeと表記されている二重母音aeの箇所は、表記をaeに修正している。
e.g. iudei → iudaei
 - (4) 原文では各節が改行されずに記されているが、校訂テキストでは節毎に改行し、段落を分けている。また、節記号が重複している箇所は[1]と[2]で分けている。
3. 校訂テキストを作成するに当たり、資料原文のほか、『ヴェネツィア版標準註解付き聖書』第5巻(*Biblorum sacrorum cum glossa ordinaria*, tomus 5, Venetia, 1603)におけるリラのニコラウスによる聖句註解の箇所を参照した。
4. 翻訳するに当たり、聖句の箇所は新共同訳聖書をそのまま用いた。ただし、聖句註解の内容と新共同訳聖書の訳語との間に齟齬が認められる場合のみ、訳者の判断で齟齬のない訳語に変更している。聖句註解の箇所はすべて私訳である。

裏面・右頁

Matthaei

iesus: s; añq̄ iesus veniret ad domū patriā ei' filia mor-
tua est pp̄ qđ nūq̄ supuenerūt de domo qđ dixerūt noli
vetare magr̄m qđ defuncta ē filia tua credentes qđ xps̄ nō
posset suscitare eā a mortuis: s; posset eaz sanare: Dat
thē igitur ista omittit: vt breuius scribat 7 accipit p̄is
vbu ab illo tēpōi
qđ recepit nūciū:

qz asseruarat per
chastitū dicente si-
bi Confide. vt dicit
mar. credidit ip̄az
suscitando p̄ ip̄z.
p̄ Et surgens ie-
sus 7c. i. p̄ges. f. ad
domū eius. p̄pter
fidei sue meritū.
q̄ Et ecce muli-
er. Dic ut ponit
miraculū de sana-
tōe mulieris emo-
uisse: qđ fec̄ xps̄
in via euidi ad su-
scitationē puellē.
qđ fec̄ xps̄ dupli-
ci de cā. p̄ fuit vt
oñderet nobis qđ
nō solū i im̄io: sed
in via debem' bo-
nis operib' occu-
pari. 2' fuit vt per
miraculū factus i
via archimago-
gus hoc vidēs cer-

cas: 7 viuet: Et surgēs iesus
seq̄ batur euz: 7 discipuli ei'
Et ecce mulier qđ fluxū san-
guinis pattebat duodecim
ānis accessit retro: 7 tetigit
fimbriā vestimēti ei': Dicit
bat enī intra se: Si tetigero
m̄ vestimētus ei' salua ero.
At iesus p̄uersus 7 videns
eaz dixit: Confide filia. Fi-
des tua te salua fecit: Et sal-
ua facta ē mulier ex illa ho-
ra: Et euz vēisset iesus i do-
mū p̄ncipis: 7 vidisset tibi-
nes 7 turbā tumultuantes
dicebat: Recedite: nōn est
enī mortua puella: sed dōr-
mit: Et deridebant euz. Et
cum ēiecta esset turba intrā-
uit 7 tenuit manum eius: 7

rificaret de suscitātōe filie sue in im̄io. dicit igit̄ euange-
līsta: q̄ Ecce mulier qđ san. flu. pari. duodecim annis.
Hoc cepimū: vt oñdat infirmitatis p̄lixitatē 7 curatōis
difficultatē. r̄ Accessit retro. xps̄ ei erat i turba ma-
gna: vt dicit mar. 7 lucas: 7 iō nō poterat de facili hēre
accessū ad euz: s; Et tetigit fimbriā. xps̄ ei portabat
vestimētū suū ad modū iudeoz. Ad cuius euidentiā
sciendū qđ pplus iudai' de qđ xps̄ erat nasciturus f; car-
nē debet pollere qđdam scitate speciali p̄ alijs pplis 7
ab eis distingui: 7 iō data ē eis circūcisio vt qđdā signū
distinguius in carne. Similr̄ data est eis lex: vt hērent
quedā specialē modū viuendi. Similr̄ p̄ceptū fuit eis i
habitu distingui: vt p̄ Nūeri. xv. Loquē filijs isrl' vt fa-
ciant sibi fimbrias p̄ quoz angulos pallio: um ponētes
i eis vitas hiacynthinas. Urte ei hiacynthine qđ erāt ce-
lestis coloris designabāt qđ debebāt habere p̄uersitatē
eminētē p̄e ceteris f; qđ paul' dicit ad Phil. iij. Nra autē
conuersatio in celis ē. vnde sequitur ibidem Nūeri. xv.
Ut recordent mandatorū dei: 7 sint sci oñio deo suo: ta-
lē qđ vestes portabat xps̄: sicut 7 alia legalia obseruauit
vsq̄ ad passionē: 7 ideo mulier tetigit fimbriā: qđ illud
pōt est in angulo pallij qđ est a parte posteriori facilius
pōt attingi. r̄ Dicebat enī intra se. firmis. f. credēdo.
v̄ Si tetigero vestimentus. nō qđ vestimēta habeat
aliquā virtutē sanandi: sed qđ p̄ hoc declarat v̄tus illo: ū
q̄rū sūt vestimēta. r̄ Et iesus p̄uersus 7 vidēs cam.
approbās ipsius fidē. 7 Dixit confide filia 7c. 7 parat
littera. 31 Et cū vēisset. Dic reuertit ad narrādū mi-
raculū p̄mo p̄positū de suscitātione puellē. d. Et cū ve-
iesus i do. pun. 7 vidisset tibiētes. Diuerse melodie exci-
tant diuerfas passioēs in hoīe: aliq̄ enī excitant audaciā
sicut p̄z in bellis tubis: et aliq̄ue deuotionē: vt p̄z i cā-
ticis ecclesiasticis: 7 aliq̄ue leticiā: sic p̄z in diuersis instrū-

mentū musicis: 7 aliq̄ excitant fletū 7 lamentationē: 7 talib'
vtebant antiq̄tus i sepulchris magnaz p̄sonaz: vt puoca-
ret multitudo ad fletū: 7 tales dicunt hic tibiētes: carmē. f.
lugubre cantantes. aq̄ Et turbaz tumultuantes. i. lachry-
mantē 7 euilantes: 7 illud vocat tumult' qz causat sonū cō-

Dixit. Puella surge. Et sur-
rexit puella: 7 exiit fama h'
in vniuersaz terram: Et trā-
seunte inde iesu: secuti sunt
euz duo ceci clamantes et
dicentes: Miserere nostri
fili dauid. Cum autē venis-
set domū: accesserūt ad euz
ceci: 7 dicit eis iesus: Crēdi-
tis qđ hoc possūz facere vo-
bis: Dicunt ei: Quis dñe.
Tc tetigit oculos eoz dicef
Secūz fidē viam fiat vobis
Et apti sunt oculi eoz. Et
pmiat' ē illis iesus dicef. Ni-
dete ne quis sciat. Illi autē
exeuntes diffamauerunt e-
um in tōta terra illa. Egres-
sis autem illis: ecce obtule-
rūt ei hominē mutū demo-

rabat vt oñderet qđ illa humanitas ē instrumētū dimitatis
miracūa facientū vt dictū est supra. h̄ Et surrexit puella.
ad vitā p̄fecte r̄stituta. i. Et trāseunte illo. Dic pōit 2' mi-
raculū p̄ncipale in illuminatōe ceoz. k̄ Secuti sūt eum
duo ceci 7c. i. vocabāt autē eū filiū dō: vulgata. n. fama erat
apō iudeos qđ xps̄ nasciturus erat de semie dō f; carnē: 7 iō
qđ credebāt firmū ip̄z esse xps̄ p̄missus ip̄i dō. iō vocat euz
sic filiū dō. sedf. l̄ Crēditū qđ h' possūz facē vobis. nō q̄rit
h' q̄si igno: as eoz fidē: qz oia sciebat p̄ certitudinē: s; vt cō-
fessio extio: addat fidei incio: 7 sic sint digniores illuminari
qz f; qđ scribit ad Ro. x. Corde eiz credidit ad iusticiā: ore at
sūt p̄fessio ad salutē. scq̄. m̄ Et p̄mi. est illis iesus dī. vi-
ne qđ sciat. illi autē exe. diffā. i. publice nūciauerūt: s; q̄ritur
quō fecerūt p̄mū ei' qđ dixerat eis: qz aut xps̄ voluit fieri
illud qđ dixit eis aut nō: si noluit sequi qđ fecerit p̄ceptū
eius 7 sic peccauerūt qđ nō vī: qz nō fuisset digni sanātōe. si
aut voluit sequi qđ xps̄ mendax vlt duplex in vbis fuit: qđ
ē ip̄ossible: Sciendū qđ in xpo ponit duplex voluntas sic et
nā vna oīna 7 ē duplex. vna signi 7 altera b̄nplacitū: volun-
tas b̄nplacitū est qđ vult aliqđ simplr̄ 7 absolute: 7 sic xps̄ vo-
luit miraculū publicari: qz p̄ voluntatē b̄nplacitū nihil fit: s; b̄n
fit oīra voluntatē signi. Alia fuit in xpo volūtas huma-
na: 7 sic xps̄ qđāmodo voluit 7 qđāmodo noluit miraculū
publicari: qz voluit publicari ad oī glām: noluit autē hoc
vt oñderet humanā laudē esse fugiendā. Sic ē sūt aliq̄ qđ sūt
p̄ri volūtaria: 7 p̄ri iuolūtaria: vt dī. iij. ethi. sic ille qđ p̄icit
merces i mari vult 7 nō vult p̄icere diuersis respectibus: qz
non vult absolute: vult tñ in casu tali posit'. n̄ Egresis
aut illis. Dic p̄nter ponitur tertiu' miraculū p̄ncipale de de-
monis eiectione. Egresis aut illis. i. cecis iaz illuminatis.
ō Obulerūt ei. hoies. f. illius ire. p̄ Hoim mutū de-
monū hūrez. Dī aut demoniū mutū nō formalit sed ef-
fectiue tñ. Ad euz intellectū p̄siderādū qđ nā coipaf obedit
Bg 3

[Euangelium Matthaei, Capitulum 9]

Et surgens iesus sequebatur eum:] et discipuli eius. Et ecce mulier quae sanguinis fluxum patiebatur duodecim annis, accessit retro: et tetigit fimbriam vestimenti eius: Dicebat enim intra se: Si tetigero tantum vestimentum eius salua ero. At iesus conuersus et videns eam dixit: Confide filia. Fides tua te saluam fecit: Et salua facta est mulier ex illa hora: Et cum venisset iesus in domum principis: et vidisset tibicines et turbam tumultuantem, dicebat: Recedite: non est enim mortua puella: sed dormit: Et deridebant eum. Et cum eiecta esset turba intrauit et tenuit manum eius: et dixit. Puella surge. Et surrexit puella: et exijt fama haec in vniuersam terram: Et transeunte inde iesu: secuti sunt eum duo caeci clamantes et dicentes: Miserere nostri fili dauid.] Cum autem venisset domum: accesserunt ad eum caeci: et dicit eis iesus: Creditis quia hoc possum facere vobis: Dicunt ei: Utique domine. Tunc tetigit oculos eorum dicens. Secundum fidem vestram, fiat vobis. Et aperti sunt oculi eorum. Et comminatus est illis iesus dicens. Uidete ne quis sciat. Illi autem exeuntes diffamauerunt eum in tota terra illa. Egressis autem illis: ecce obtulerunt ei hominem mutum daemonium [habentem.]

¶ p[1]. Et surgens iesus etc.]

pergens scilicet ad domum eius propter fidei suae meritum.

¶ q[1]. Et ecce mulier.

hic interponitur miraculam de sanatione mulieris haemorrhoeae¹: quod fecit christus in via eundi² ad suscitationem puellae. quod fecit christus duplici de causa. prima fuit vt ostenderet nobis quod non solum in termino: sed in via debemus bonis operibus occupari. secunda fuit vt per miraculum factum in via archisynagogus hoc videns certificaretur de suscitatione filiae suae in termino. dicit igitur euangelista:

¶ q[2]. Ecce mulier quae sanguinis fluxum patiebatur duodecim annis.

Hoc exprimitur: vt ostendat infirmitatis prolixitatem et curationis difficultatem.

¶ r. Accessit retro.

christus enim erat in turba magna: vt dicunt marcus et licas: et ideo non poterat de facili habere accessum ad eum:

1 聖句注解の原文はemorisseと表記されている。

2 ヴェネツィア版はeundoとなっている。

【『マタイによる福音書』第9章〔第19-32節〕】

そこで、イエスは立ち上がり、彼について行かれた。弟子たちも一緒だった。すると、そこへ十二年間も患って出血が続いている女が近寄って来て、後ろからイエスの服の房に触れた。「この方の服に触れさえすれば治してもらえる」と思ったからである。イエスは振り向いて、彼女を見ながら言われた。「娘よ、元気になりなさい。あなたの信仰があなたを救った。」そのとき、彼女は治った。イエスは指導者の家に行き、笛を吹く者たちや騒いでいる群衆を御覧になって、言われた。「あちらへ行きなさい。少女は死んだのではない。眠っているのだ。」人々はイエスをあざ笑った。群衆を外に出すと、イエスは家の中に入り、少女の手をお取りになった。すると、少女は起き上がった。このうわさはその地方一帯に広まった。イエスがそこからお出かけになると、二人の盲人が叫んで、「ダビデの子よ、わたしたちを憐れんでください」と言いながらついて来た。イエスが家に入ると、盲人たちがそばに寄って来たので、「わたしにできると信じるのか」と言われた。二人は、「はい、主よ」と言った。そこで、イエスが二人の目に触り、「あなたがたの信じているとおりになるように」と言われると、二人は目が見えるようになった。イエスは、「このことは、だれにも知らせてはいけない」と彼らに厳しくお命じになった。しかし、二人は外へ出ると、その地方一帯にイエスのことを言い広めた。二人が出て行くと、悪霊に取りつかれて口の利けない人が、イエスのところに連れられて来た。

p[1]節 そこで、イエスは立ち上がり、……

つまり、ご自身の信仰の優れたゆえに、主はその者の家の方へと向かっていったのである。

q[1]節 すると、女が

ここで出血している女を癒す奇跡が挿入される。すなわち、途上のキリストが少女の回復のために奇跡を起こされたのであるが、キリストがそのようになされたのは二通りの理由からであった。第一には、我々に、目的地だけでなく途上においても為すべき善行に専心せねばならないということを示すためであった。第二には、途上で行った奇跡を通じて、これを見ていた指導者が目的地(指導者の家)で自身の娘が回復するであろうことを確信するためであった。したがって、福音書記者は次のように述べている。

q[2]節 すると、そこへ十二年間も患って出血が続いている女が近寄って来て

これは、不信仰の期間の長さや治癒の困難さを示す叙述である。

r節 後ろから

というのは、マルコやルカが語っているように³、キリストは群衆の中におられたからである。そのため、その女はキリストのもとへ容易に近づくことが適わなかったのである。

3 『マルコによる福音書』第5章第24節、『ルカによる福音書』第8章第42節。

¶ s. Et tetigit fimbriam.

christus enim portabat vestimentum suum ad modum iudaerum. Ad cuius evidentiam sciendum quod populus iudaicus de quo christus erat nasciturus secundum carnem debebat pollere⁴ quadam sanctitate speciali prae aliis populis et ab eis distingui: et ideo data est eis circumcisio vt quoddam signum distinctiuum in carne. Similiter data est eis lex: vt haberent quendam specialem modum viuendi. Similiter praeceptum fuit eis in habitu distingui: vt patet Numeri. 15. Loquere filiis israel vt faciant sibi fimbrias per quatuor angulos palliorum ponentes in eis vittas hyacinthinas. Vittae enim hiacynthinae quae erant caelestis coloris designabant quod debebant habere conuersationem eminentem prae ceteris secundum quod paulus dicit ad Phil. 3.⁵ Nostra autem conuersatio in caelis est vnde sequitur ibidem Numeri. 15. Ut recordent mandatorum dei: et sint sancti domino deo suo: talem ergo vestimentem portabat christus: sicut et alia legalia obseruauit vsque ad passionem: et ideo mulier tetigit fimbriam: quia illud quod est in angulo pallii quod est a parte posteriori facilius potest attingi.

¶ t. Dicebat enim intra se.

credendo.

¶ v. Si tetigero.

non quia vestimenta habeant aliquam virtutem sanandi: sed quia per hoc declatur virtus illorum quorum sunt vestimenta.

¶ x. At⁶ iesus conuersus et videns eam.

approbans ipsius fidem.

¶ y. Dixit confide filia etc.

et patet littera.

¶ z. Et cum venisset.

Hic reuertitur ad narrandum miraculum primo propositum de suscitatione puellae dicens⁷. Et cum venisset iesus in domum principis et vidisset tibicines. Diuerse melodiae excitant diuersas passiones in homine: aliquae enim excitant audaciam sicut patet in bellicis turbis: et aliquae deuotionem: vt patet in canticis ecclesiasticis: et aliquae laeticiam⁸: sicut patet in diuersis instrumentis musicis: et aliae excitant fletum⁹ et lamentationem: et talibus vtebantur antiquitus in sepulturis magnarum personarum: vt prouocaretur multitudo ad fletum: et tales dicuntur hic tibicines: carmen scilicet lugubre cantantes.

4 ヴェネツィア版はpoliereとなっている。

5 ヴェネツィア版は4 (第4章) となっているが、これは誤り。

6 聖句註解の原文はEtとなっているが、対応する聖書本文はAtとなっている。

7 聖句註解の原文はd、ヴェネツィア版はdiceus(dicaeus)となっているが、文脈からdicensと解釈した。

8 ヴェネツィア版はlaetitiāとなっている。

9 聖句註解の原文はflectu[m]となっている。

s節 イエスの服の房に触れた。

というのは、キリストはユダヤ式にご自身の衣を纏っておられたからである。そのことを明らかにするためには、次のことを知っておく必要がある。すなわち、キリストの肉体がそこからお生まれになったところのユダヤ教徒は、他の諸民族に対して、何らかの特別な聖性を帯びたもので權威を持ち、それらの諸民族と区別されなければならなかった。そのため、ユダヤ教徒たちには、肉における特定のしるしとして割礼が与えられたのである。同様に、ある種の特別な生活様式を持つために律法が与えられたのであり、また同様に、彼らは生活習慣の規則が区別されていたのである。すなわち、『民数記』第15章〔第38節〕において、「イスラエルの人々に告げてこう言いなさい。衣服の四隅に房を縫い付け、その房にアイリス色のひもを付けさせなさい。」と記されているのである。実際、天上の色であるところのアイリス色の房は、その他の諸民族に対して、傑出した本国を持っていなければならなかったことを表している。そのことに即して、パウロは『フィリピ信徒への手紙』第3章〔第20節〕で「しかし、わたしたちの本国は天にあります。」と言っている。それゆえ、先の『民数記』第15章〔第18節〕の規則が生じるわけである。つまり、アイリス色の房とは、神の戒めを思い起こさせるものであり、主なる神に対する聖なるものなのである。ゆえに、キリストはこのような衣を纏っておられたのである。それはちょうど、ご受難の時までキリストが別の諸々の法を遵守されていたのと同様である¹⁰。そのため、女は房に触れたのであった。なぜならば、その房は外套の隅に付いていて、後ろの方から容易に触れられる場所にあったからである。

t節 ……と思ったからである。

信ずることによって。

v節 触れれば

衣が何か癒す力を持っているからではなく、この行為を通して衣を纏っておられる方の力が明らかにされるゆえに、女はこのように思ったのである。

x節 イエスは振り向いて、彼女を見ながら

彼女の信仰を是認して。

y節 言われた。「娘よ、元気になりなさい。……」

字義的に明らかである。

z節 [イエスは指導者の家に行き、

ここで最初に示されていた少女の治癒についての奇跡物語へと話は立ち戻る。「イエスは指導者の家に行き、笛を吹く者たちを御覧になった」と言われているが、さまざまな旋律はさまざまな情念を人に呼び起こす。実際、戦の騒乱において明らかなように、或る旋律は勇敢さを呼び起こす。また、教会の歌(讃美歌)において明らかなように、或る旋律は敬虔さを呼び起こす。また、さまざまな楽器において明らかなように、或る旋律は楽しみを呼び起こす。また、或る旋律は悲嘆や悲哀を呼び起こし、古来、この種の旋律は偉大な人物たちの埋葬において用いられていた。それは、大衆に悲哀を喚起させるためであった。また、この聖句では、この種の音楽を奏する者たちが「笛吹き」と言われているが、それはすなわち、哀悼の歌を詠う者たちのことである。

10 ここで言われている「別の諸々の法」(alia legalia)については、二通りの解釈が可能である。一つは、ユダヤ教の律法の諸事項という解釈であり、いま一つは、ユダヤ教の律法のみならずローマ帝国の法における諸事項も含むという解釈である。後者の解釈の根拠となるのは「カエサルのはカエサルに」という聖句(『マタイによる福音書』第22章第21節ほか)である。

¶ a. Et turbam tumultuantem.

idest lachrymantem et eiulantem: et illud vocat tumultus quia causat sonum confusum. sequitur:

¶ b. Non est mortua puella.

quia licet esset mortua secundum vitam naturae: tamen non erat mortua illi qui poterat eam suscitare:

¶ c. Sed dormit.

quod dicit: quia poterat eam ita faciliter¹¹ suscitare: sicut homo potest alium hominem a somno excitare.

¶ d. Et deridebant eum

credentes quod loqueretur¹² ex ignorantia: quia sciebant eam martuam:

¶ e. Et cum eiecta esset turba.

ex quo enim erant increduli non erant digni videre miraculum: quia scriptum est supra 7 ca. Nolite sanctum dare canibus.

¶ f. Intrauit.

cum petro et iohanne et patre et matre puellae: vt expressius dicitur marci. 5. ad hoc vt isti essent testes miraculi.

¶ g. Et tenuit manus eius.

per tactum enim curabat vt ostenderet quod illa humanitas erat instrumentum diuitatis miracula facientis vt dictum est supra.

¶ h. Et surrexit puella.

ad vitam perfecte restituta.

¶ i. Et transeunte illo¹³.

Hic ponit secundum miraculum principale in illuminatione caecorum.

¶ k. Secuti sunt eum duo caeci etc.]

vocabant autem eum filium dauid: vulgata enim fama erat apud iudaeos quod christus nasciturus erat de semine dauid secundum carnem: et ideo quia credebant firmiter ipsum esse christum promissum ipsi dauid ideo vocant eum sic filium dauid. sequitur:

11 聖句註解の原文はfacilit[er]となっている。

12 聖句註解の原文はloqueret[ur]となっている。

13 聖書本文はindeとなっている。

a節 騒いでいる群衆

つまり、哀しみ泣き叫んでいる者たちのことである。そのような様を騒乱と呼ぶのは、それが入り乱れる音声によって引き起こされているからである。続いて、

b節 少女は死んだのではない。

なぜならば、自然の生に即しては死んでいたにせよ、それでもやはり、少女を立ち上がらせることができる方にとっては、彼女は死んでいなかったからである。

c節 眠っているのだ。

このように主が言われたのは、人が別の眠っている人を起こすのと同じくらい容易に、少女を立ち上がらせることが可能であったからである。

d節 人々はイエスをあざ笑った。

主が無知によってそのように語っていると思ひ込んで、人々はあざ笑ったのである。なぜならば、少女が死んでいると彼らは知っていたからである。

e節 群衆を外に出すと、

というのは、奇跡を見るに値しない不信心者たちがいて、『マタイによる福音書』第7章〔第6節〕に記されているように「神聖なものを犬に与えてはならない」からである。

f節 イエスは家の中に入り、

『マルコによる福音書』第5章〔第37節、第40節〕に記されているように、ペテロ、ヨハネ、そして少女の父母と共に入られた¹⁴。それは、彼らが奇跡の証人となるためであった。

g節 少女の手をお取りになった。

接触を通じて癒しを行ったのは、キリストの人性は奇跡を行う神性の道具であるということを示すためであった。そのことは既述の如くである¹⁵。

h節 すると、少女は起き上がった。

完全にいのちを蘇らせたので。

i節 イエスがそこからお出かけになると、

ここで、盲人たちの照明に関する第二の主要な奇跡が記される。

k節 二人の盲人が叫んで、……

盲人たちは主をダビデの子と呼んだ。というのは、肉に即してはダビデの血統よりキリストがお生まれになるとユダヤ教徒たちの間で広く言い伝えられていたからである。そのため、彼らはイエスのことをダビデその人によって約束されたキリストであると強く信じたのであり、それゆえダビデの子というように主のことを呼んだのであった¹⁶。続いて、

14 『マルコによる福音書』の同箇所の記事に従えば、イエスと共に家に入っていったのは、ペテロ、ヤコブ、ヨハネ、少女の父母の5人である。したがって、リラのニコラウスの聖句註解ではヤコブが除外ないし省略されている。『マルコによる福音書』の聖句註解にはこの人選についての言及が無いため、ヤコブの除外ないし省略が意図的であったかどうかは定かではない。

15 『マタイによる福音書』第8章第3節の聖句註解のことだと思われる。同箇所は、皮膚病の人々をイエスが触れることで治癒するという奇跡の箇所である。リラのニコラウスは同箇所の註解において、キリストが触れた理由について「キリストの人性は、言わば、その方の神性の器官ないし道具だからである」(quia humanitas christi erat quasi organum siu instrumentum diuinitatis)と述べている。この種のキリスト的道具論の歴史については解題を参照。

16 ダビデの子孫からキリストが現れるという伝承は、『サムエル記下』第7章における「ナタンの預言」等に由来する。

¶ 1. Creditis quia hoc possum facere vobis.

non quaerit hoc quasi ignorans eorum fidem: quia omnia sciebat per certitudinem: sed vt confessio exterior addatur fidei interiori: et sic sint digniores illuminari quia secundum quod scribitur ad Ro. 10. Corde enim creditur ad iustitiam: ore autem fit confessio ad salutem. sequitur.

¶ m. comminatus est illis iesus dicens videte ne quis sciat illi autem exeuntes diffamaverunt illa.¹⁷

publice nunciauerunt: sed quaeritur quod fecerunt contrarium eius quod dixerat eis: quia aut christus voluit fieri illud quod dixit eis aut non: si noluit sequitur quod fecerint contra praeceptum eius et sic peccauerunt quod non videtur: quia non fuissent digni sanatione si autem voluit sequitur quod christus mendax vel duplex in verbis fuit: quod est impossibile: Sciendum quod in christo ponitur duplex voluntas sicut et natura vna divina et est duplex. vna signi et altera beneplaciti: voluntas beneplaciti est qua vult aliquid simpliciter et absolute: et sic christus voluit miraculum publicari: quia contra voluntatem beneplaciti nihil fit: sed bene fit contra voluntatem signi. Alia fuit in christo voluntas humana: et sic christus quodammodo voluit et quodammodo noluit miraculum publicari: quia voluit publicari ad dei gloriam: noluit autem hoc vt ostenderet humanam laudem esse fugiendam. Sicut etiam sunt aliquae quae sunt partim voluntaria: et partim involuntaria: vt dicitur 3 ethi. sicut ille qui proijcit merces in mari vult et non vult proijcere diuersis respectibus: quia non vult absoute: vult tamen in casu tali positus.

¶ n. Egressis autem illis.

Hic consequenter ponitur tertium miraculum principale de daemonis iectione. Egressis autem illis in caecis iam illuminatis

¶ o. Obtulerunt ei.

homines scilicet illius terrae.

17 diffamaverunt illa. の箇所は、聖書本文はdiffamaverunt eum in tota terra illa. となっている。

l節 「わたしにできると信じるのか」

主は盲人たちの信仰を知らずこのようにお尋ねになったわけではない。なぜならば、主は確実にすべてを知っておられるからである。そうではなく、外的な告白は内的な信仰を増し加えるからお尋ねになったのであった。かくして、盲人たちは照明されるにより相応しい者となった。なぜならば、『ローマ信徒への手紙』第10章〔第10節〕に「実に、人は心で信じて義とされ、口で公に言い表して救われるのです」と記されているからである。続いて、

m節 しかし、二人は外へ出ると、その地方一帯にイエスのことを言い広めた。

彼らは公に告知してしまった。しかし彼らは、主が彼らに言われたことに逆らって行動する必要があったのである。ご自身が言われたことを彼らが為すようにキリストが望んでいたにせよ、望んでいなかったにせよ。ご自身の命令に背くことをキリストが望んでおられなかったとしても、それで彼らが罪を犯したことになるとは考えられない。彼らが主に逆らうということをキリストが望まれていたとすれば、彼らは治癒に値しなかったということになるので、キリストは嘘つきであったとか、二枚舌であったということが帰結する。これはあり得ないことである。知っておくべきは、キリストにおいては二つの意志が存するということである。その二つとは言わば、自然本性的な意志と神的な意志の二つである。一方〔自然本性的な意志〕はしるしの意志であり、もう一方〔神的な意志〕は適意の意志である¹⁸。適意の意志とは、それによって何かを単純かつ端的に望む意志のことである。そしてこの意志によって、キリストは奇跡が公に報知されることを望んでおられた。なぜならば、しるしの意志に反して善き行為が生じることはあっても、適意の意志に反して善き行為が生じることは決してないからである。キリストにおけるもう一方の意志は、人間的な意志である。そしてこの意志によって、キリストはいくらか奇跡が公に報知されることを望んでおられ、いくらか望んでおられなかった。なぜならば、神の栄光のためには公に報知されることを望んでおられたが、人間的な喜び¹⁹を避けるべきであるということを示すためには公に報知されることを望んでおられなかったからである。今言ったことは、部分的には本意であるが部分的には不本意であるところの事柄と同様である。それはちょうど、『ニコマコス倫理学』第3巻で言われている「積荷を海へ投棄することを望みつつ、さまざまな観点から望んでもいない者」²⁰のごとくである。なぜならば、その者は、端的には望んでいないけれども、置かれている状況においては望んでいるからである。

n節 二人が出て行くと、

ここで第三の主要な奇跡が記される。それは悪霊の追放についての奇跡である。なお、二人の盲人が出ていったのは、既に目が見えるようになっていたからである。

o節 イエスのところに連れられて来た。

連れてきた人々とはすなわち、かの地の人々である。

18 「しるしの意志」(voluntas signi)と「適意の意志」(voluntas beneplaciti)については解題を参照。

19 文脈から考えて、視覚的な快樂のことだと思われる。

20 『ニコマコス倫理学』第3巻第1節に類似する記述があるが、完全に対応しているわけではない。なお、トマス・アクィナスの『ニコマコス倫理学註解』においても同じたとえへの言及があり、アリストテレス的な意志論に罪論を関連させている点はリラのニコラウスと同様である。Cf. *Sententia libri Ethicorum*, III, lec. 13.

¶ p[2]. **hominem mutum daemonium habentem.**

Dicitur autem daemonium mutum non formaliter sed effectiue tantum. Ad cuius intellectum confiderandum quod natura corporalis obedit [spirituali ad motum localem: voces autem significatiuae formatur per motum linguae et labiorum et aliorum instrumentorum naturalium: et ideo quia daemon pro voluntate sua potest ista localiter mouere: potest per linguam hominis diuersa verba formare: et sic arrepticii aliquando loquuntur ideoma²¹ eis ignotum: sicut²² purus laicus latinum: et hoc est manifestum signum quod sic loquens sit daemniacus: quia talis locutio non potest procedere nisi ab aliquo intellectu: et ideo cum non procedat ab intellectu hominis tale ideoma ignorantis²³ sequitur quod procedat ab intellectu angeli vel daemonis linguam sic mouentis: et sicut daemon potest mouere linguam ad loquendum ideoma incognitum: ita potest impedire linguam ne moueatur ad loquendum ideoma cognitum: et sic reddit hominem mutum: talis autem erat iste oblatu christo propter quod sequitur:]²⁴

21 ヴェネツィア版は、ideomaの箇所はすべてidiomaとなっている。

22 ヴェネツィア版はsicutが記されていない。

23 ヴェネツィア版はignorantesとなっている。

24 []の箇所は、今回紹介している頁の裏面に記載されているテキストである。なお、以降のテキストについては、次回の資料紹介で扱う。

p[2]節 悪霊に取りつかれて口の利けない人が

「悪霊に取りつかれて口の利けない人」と言われているのは、形相的にではなく、行為の実現に限ってのことである。そのことを理解するために確認しておくべきは次のことである。すなわち、身体的な自然本性は、場所的運動に関しては、霊的な自然本性に従属する。ところで、意味伝達の機能を持っている「声」は、舌、唇、その他の自然本性的な道具²⁵の運動を通じて形成される。そのため、悪霊は自身の意志に応じてそれらを場所的に動かせるゆえに、人間の舌を通じてさまざまな言葉を形成することができるのである。また、悪霊に取りつかれた者たちは、時として、素朴な平信徒がラテン語を語るように、彼らには理解できない特殊な言葉を語ることがあるが、それも同様の原因に依る。そしてこのことは、かくのごとく語る者が「悪霊の人」とされていることからして明らかである。なぜならば、このような語りは、何らかの知解なしに発することはできないからである。そのため、そのような特殊な言葉を知らない人間の知性からそのような特殊な言葉が発せられることはないので、そのように[人間の舌を]動かすことができる天使か悪霊の知性によってそのような特殊な言葉が発せられている、ということが帰結する。そして悪霊は、その人の知らない特殊な言葉を語らせるために舌を動かせるのと同様に、舌を妨害してその人の知っている言葉を語らせなくすることもできるのである。かくして、この聖句で語られている人は口が利けなくなっていたのである。さて、このような人がキリストのところに連れられて来たのは、以下に語ることのためであった。

25 ここで言われる「自然本性的な道具」(*instrumentum naturale*)とは、声を発する生物が声を発するために生まれ持って備えている器官全般のことを指す。具体的には、舌や唇のほか、声門や肺などが挙げられるだろう。

